

令和2年8月5日

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園  
仙台育英学園高等学校  
秀光中等教育学校  
理事長・校長 加藤 雄彦

### 新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第28報-2】

#### 一 生徒の新型コロナウイルス感染疑いに伴う臨時休業について 一

この度の新型コロナウイルスで感染された方々の一日も早いご快癒とともに、ご無念ながら症状悪化によりお亡くなりになられました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

宮城野校舎に所属する生徒が新型コロナウイルス感染の疑いによるPCR検査を昨日受け、現在その結果を待っているとの報告がありましたので、第28報のとおり臨時休業を実施いたします。

本学園で調査したところ、当該生徒は7月31日（金）まで宮城野校舎に登校しており、宮城野校舎内での部活動も同日までの参加でしたが、当該部活動に多賀城校舎所属生徒も同日1名参加しておりました。

つきましては、第28報に加えて、多賀城校舎全体においても下記のとおり臨時休業を実施いたします。

臨時休業措置は、新型コロナウイルス感染防止対策として、生徒たちの健康・安全を第一に考えた上での判断ですので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

なお、感染疑いのある生徒については、個人情報保護の観点から学年・氏名等の公表は致しませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

今後、PCR検査の結果が陽性となった場合には、保健所による濃厚接触者調査のために、必要に応じ感染生徒との関係について確認するなどを行うことがあります。その際には、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

加えて、PCR検査の結果が陽性となった場合、本学園と致しましては、宮城野区保健福祉センターからの指示に従い、生徒の安全を確認しながら、学校再開に向けて最大限の対応を進めますので、緊急連絡等については、Classi、本学園ホームページ、緊急メールで、ご確認するようお願いいたします。

#### 記

#### 第28報からの変更点：太字、下線

##### 1. 臨時休業期間

8月5日（水）午後1時からPCR検査の結果判明までの期間を秀光中等教育学校学則第9条第3項及び仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づく臨時休業とする。PCR検査が陽性の場合、宮城野校舎所属生徒については8月14日（金）まで秀光中等教育学校学則第9条第3項及び仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づく臨時休業とする。

##### 2. 臨時休業措置をとる校舎

宮城野校舎全体、多賀城校舎全体

3. PCR 検査が陽性の場合における臨時休業期間中について

- (1) 臨時休業期間中に本学園校舎で新型コロナウイルス感染した生徒が、使用していた場所を中心に専門業者による消毒を確実にを行い、学校再開の際には生徒が安全に生活できるように対応する。
- (2) 臨時休業期間中の学習課題の連絡は Classi で行い、諸連絡は Classi、本学園ホームページで行う。
- (3) **臨時休業期間中は、自宅等でオンライン授業を受講する。**
- (4) 臨時休業期間中は、臨時休業措置をとる校舎の生徒の部活動への参加を禁止する。また、同校舎での部活動を中止とする。その後の部活動については、感染状況等を検討の上、必要に応じ連絡する。
- (5) 不要不急の外出の自粛、日々の健康観察・検温等、生徒の健康管理の徹底をお願いします。
- (6) 新型コロナウイルス感染症のような症状がある場合（発熱等の風邪の症状、強いだるさ、息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、仙台市・宮城県の電話相談窓口（TEL022-211-3883、022-211-2882）に連絡し、相談・指示を受けるようお願いする。
- (7) 生徒が、(5) のような症状が見られた場合には、本学園(022-256-4141)にもご連絡をいただくようお願いする。
- (8) 電話等により、生徒の体調や生活、学習状況について伺うことがある。

以上